

看護闘争ニュース

NO. 152

2009年2月23日

北海道医労連

衛生学院廃止を1年先延ばし 運動の成果!

北海道は、入学者減少などを理由に、2011年度末までに「道立衛生学院」を廃止する予定でしたが、1年先延ばしする方針を決定。保健師、看護師の両課程など6課程を抱えるこの学院は、北海道の民間解放推進計画に基づき、昨年11月に廃止を決めていました。今回の見直しで、両課程の廃止時期を、保健師課程は10年度末、看護師課程は12年度末と変更しました。



2年課程通信制は道内に、道立と民間立の2つがありましたが、両方のとも定員割れしていること

を理由に、民間養成施設の充実を図るとしながら、11年度末に廃止の方向を決めました。

北海道医労連は、学校の存続を求める知事あて請願署名に取り組み8500筆を集約、7000筆分を現場の看護師が沢山かけつけ、知事に提出しました。テレビの取材もあり、参事も「現場の声を聞かせてほしい」とまじめに耳を傾けました。当日テレビで放映されました。

道医労連は道のパブリックコメントへも、組合員の看護師に意見を集中するよう呼びかけたり、道議会の「保健福祉委員」に要請ハガキを集中するなど、存続運動を行ってきました。

北海道医労連の運動が、「看護学校の廃止」を世論を味方に、延期させました。

石川県医労連

県内全病院の夜勤実態調査を計画

昨秋の県交渉で、「安全でゆきとどいた看護の実現のため、看護職員的大幅に増やすこと」の要請に対して、健康福祉部医療対策課課長は「県内の看護師不足は認識しており、確保・定着のため具体的方策を聞かせてほしい」と答弁。県医労連は「平成18年からの看護職員需給見通しは、翌年からの「7:1」看護導入で、見通しは前提が崩れてしまったというのが、当時の担当課長の発言だった。見直しを行うべき」と追求。同課長は「第6次計画は平成22年までなので、来年には国の検討会の基本方針が出るのではないか。県の平成15年データで、週休2日制実施は100病院、夜勤回数は平均8回以内になっている」と現場の実態から乖離した県の現状把握に参加者から怒りの声が次々と出ました。県は「夜勤実態調査を行う方向で考えたい」と答弁しましたが、その後「第7次需給見通しの検討の中で行うことになると思うから、夜勤調査は今行わない」と、後退した答弁をしてきました。



県医労連は、「7:1」以降、夜勤の体制・回数・拘束時間も大きく変化している実態を踏まえ、09春闘で県内の全ての病院に夜勤実態調査用紙を送付し、3月中旬から病院訪問をしながら改修するとともに、病院の実態などを懇談する計画で、運動を進めています。

潜在看護職員再就業支援モデル事業として 卒業生に再就業の意識調査

日本医師会

日本医師会は、「潜在看護職員再就業支援モデル事業」として、15県の医師会が医師会立看護師等の養成所の卒業生に「再就業についてのアンケート」を実施（青森・岩手・栃木・群馬・埼玉・千葉・石川・長野・岐阜・愛知・三重・兵庫・徳島・福岡・沖縄）しました。回答数は2754件（有効回答数は1367件）。回答者は、看護師・准看護師が中心で、経験は6～7年、病院勤務経験者が95%。

離職理由は、「妊娠・出産」「子育て・家事」「結婚」でした。

◆これからの就業希望

- 現在就業していない人が約8割、復職希望は70.1%
- 再就業したい職場は、診療所87.5%、病院70.8%

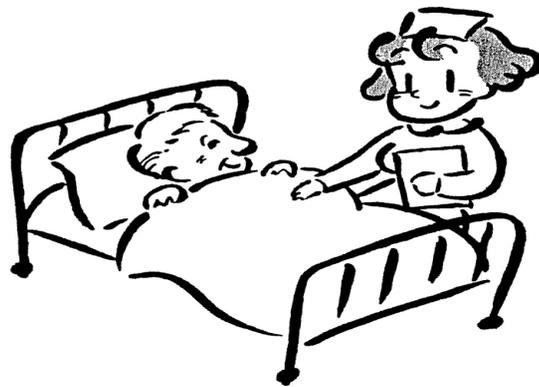
◆希望の雇用形態・勤務形態・待遇

- 雇用形態：「短時間勤務（非常勤・臨時・パート）」が65.5%、「常勤（正職員）」32.0%
- 勤務形態：「日勤のみ」が85.7%で圧倒的
 - 待遇：「有給休暇の取得のしやすさ」70.9%、「院内保育所の整備」41.1%
- 研修の必要性：「再就業時に研修を受けたい」が80.7%

【看護職への再就業視線対策】

- (1) 情報交換・収集の場の設置、(2) 多様な勤務形態とコーディネート部門の設置、(3) 研修の実施

※日本医師会の調査からも、「夜勤をしたくない」「休暇が取れる」ことが、再就業のキーワードになっていることが伺えます。



ナースプラクティショナー「特区」対応不可 厚労省

大学院修士課程で養成するNPに初期診察などを認める特区申請について、厚労省は大分県立看護科学大と医療法人敬和会大分岡病院の再検討要請に対し、「特区として対応不可で、法律上の手当てを要する」と回答した。特区申請は3回まで検討要請ができ、今回は2回目。大分県立看護科学大は3回目の意見提出も行うとしている。

同大の草間朋子学長は「政府の規制改革会議が昨年末に出した第3次答申でも、軽度な疾患の処置ができるNPの導入を検討すべきとしている。厚労省には、こうした点も踏まえて検討を求めたい」と話している。

厚労省は、チーム医療の実践や各職種が専門性を発揮する観点から、その職種でなくても行える業務を他の職種が担うなどの「スキルミックス」について現在検討中である。特区でNPの業務とした「患者を診察し、必要な検査を自ら実施あるいは指示し、その結果を判断すること」等は、医師の医学的判断と技術をもってしなければ、人体に危害を及ぼす行為で、看護師のみで実施することは認められないとした。